

会員 各位
関係者 各位

(一財) 東京都スキー連盟
競技本部

S A J 公認大会におけるDNSについて

公認大会参加者の中で、TCM のスタートドロー後に理由書の提出がないままDNSをする選手が見受けられます。理由書が提出されないDNS(1本目、2本目)の場合、以下の競技規則により、ペナルティが課される可能性がありますので、公認大会に出場する選手は改めてご確認をお願いします。

◆ I C R 6 2 8 . 5

時間通りにスタートする準備ができていない、または不正スタートをする。
(第 613.6、613.7、805.3.1、805.4、1226.3 条)

◆ I C R 2 0 5 . 5

競技者は、組織委員会委員、ボランティア、役員、一般の人々に対し、礼儀正しくかつスポーツマンらしくふるまわなければならない。

◆ I C R 2 2 3 . 1 . 1

制裁の対象となり、ペナルティーを科される可能性のある違反行為を、次の通り定める：
-競技規則違反または不順守
-ジュリーまたは 224.2 条による個々のジュリーメンバーからの指示への不従順
-スポーツマンらしからぬ振る舞い

以 上